参考資料３－１

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）
令和8（2026）年度年次評価の進め方について

1. 背景

エコチル調査の評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく環境省の政策評価や、独立行政法人通則法の規定に基づく国立環境研究所における業務実績評価等により重層的に実施している。

企画評価委員会では、こうした評価体系の中で第三者評価を行っており、調査成果の社会還元をより一層推進するため、学術論文の発表や国民への情報発信といった取組について、より専門的な情報収集及び評価を実施しているところである。

【これまでの経緯】

令和元年度より、エコチル調査評価ワーキンググループを拡充し、以下の新たな評価方法を取り入れ、令和元年度の年次評価を実施した。

・アウトリーチ活動を重点的に評価

・ユニットセンターにおける論文執筆状況について評価

・評価 WG において関係機関からヒアリングを実施

令和2年度から令和4年度は、各実施機関の自己点検、実地調査（Web ヒアリング）の結果等に基づき、エコチル調査の取組や個人情報の管理状況等に関する評価を引き続き実施した。評価に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止により、エコチル調査では学童期検査や詳細調査等を一時的に中止するなど大きく諸活動が制限されたこと、また、ユニットセンターの中には令和 2 年 7 月豪雨によって被災した地域もあったことを踏まえ、こうした状況の影響も考慮した。

令和5年度は、学童期におけるフォローアップが後半に入ること、また、令和4年度に基本計画が改定され（第2次基本計画）、参加者が 13 歳以降 18 歳に達するまで調査を継続していくことを踏まえ、フォローアップの進捗状況等の中間評価を行った。

令和6年度は、令和5年度の評価方法を継続して年次評価を行った。

令和7年度は、令和6年度の評価方法から、実地調査の結果等に基づき、ユニットセンターのエコチル調査への業務全般の取組状況をより評価した方法、評価項目及び評価基準を分かりやすくした方法とした。具体的には、エコチル調査の課題に応じた、「参加者（子どもを含む）の調査参加へのモチベーション維持」や「質問票回収率の維持・向上」、「成果の社会還元」といった評価項目を重視した総合評価を行った。

2. 年次評価の主な方法

（1）実地調査

令和7年度までの年次評価と同様に、実地調査チェックリストに基づき、コアセンターと環境省が連携して、個人情報管理の状況、データ利用及び成果発表のルールの遵守状況等を確認する。その際、各ユニットセンターの負担や公平性に留意し、通年において評価可能である項目等について実地調査を実施することとする。

実地調査は、現地訪問や Web 会議システムを用いたヒアリングにより実施する。

（2）評価書案の検討

事前に、環境省及び各実施機関は自己点検を実施し、実地調査結果や自己点検結果を踏まえ、評価書案を作成した上で、企画評価ワーキンググループにおいて審議する。

3. 評価の視点について

これまでの年次評価も踏まえ、以下の視点から環境省及び調査実施機関を評価し、また、ユニットセンターの総合評価を実施する。

＜評価の視点＞

- ○ 質問票の回収状況の進捗等
- ○ 13 歳以降の調査に向けた準備状況や実施体制及び取組状況（継続率を含む）
- ○ 学童期検査、詳細調査の実施状況
- ○ 個人情報管理の状況
- ○ データ利用及び成果発表のルールの遵守状況
- ○ 研究（追加調査等）の体制及び実績（人材育成を含む）
- ○ 調査結果に関する広報活動の状況
- ○ 環境政策・施策への反映
- ○ コミュニケーション活動（リスクコミュニケーション・アウトリーチ活動等を含む）
- ○ エコチル調査の研究成果や活動に対する学会等からの表彰・褒章、学術論文の発表状況
- ○ 調査実施のための組織体制の妥当性
- ○ その他（令和7年度年次評価書を受けての取組状況）

＜ユニットセンターの総合評価基準＞

○基礎的な要素として、質問票の回収率の維持や改善などの質問票の回収状況の評価

○PDCA の観点を踏まえた 「参加者（子どもを含む）の調査参加へのモチベーション維持」の取組
（コアセンター及びユニットセンターの互選を踏まえた評価）
※13 歳以降の継続のための取組を含む（継続率を含む）。

○PDCA の観点を踏まえた「質問票回収率の維持・向上」の取組（ユニットセンターの互選を踏まえた評価）

○PDCA の観点を踏まえた「成果の社会還元」に係る取組（コミュニケーション活動、アウトリーチ活動等）（ユニットセンターの互選を踏まえた評価）

○エコチル調査の研究成果や活動に対する学会等からの表彰・褒章

○学術論文の執筆状況に係る取組状況（ユニットセンターの互選を踏まえた評価）
※インパクトファクターや社会的意義及び、学会等における表彰などを参考にする。

○エコチル調査ルールの遵守及び個人情報の管理状況等の評価
※個人情報の管理状況のルール違反、成果発表ルールの違反（軽微な違反を除く）のいずれかで注意喚起後も同じルール違反を繰り返した場合、評価が下がる。

4. その他

令和7年度よりユニットセンターの総合評価は、これまでの「S」「A」「B」「C」から、「卓越して優秀」「優秀」「良好」「不十分」の4区分としている。令和8年度もこの区分を継続するものとする。